

岡山県時短要請協力金(第3期)

支給要件

下記1～4の要件を全て満たしていることが必要です。

- 1 要請期間中(令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで)の全ての日において、食品衛生法の規定に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受けていること(令和3年5月31日(月)以前から営業している施設に限る、ただし要請の対象外の施設を除く。)
- 2 次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること
 - ① 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ。)が、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時に短縮すること
 - ② 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が、休業すること
 - ③ 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等が、営業時間を5時～20時に短縮すること
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

<売上高方式(中小企業等のみ)>

前年度又は前々年度の6月の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
10万円以下	4万円
10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の6月の1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円(上限額)

1施設あたり

<売上高減少額方式>

1日あたりの支給額
前年度又は前々年度の6月の1日あたりの売上高と比べた今年度の6月の売上高減少額の4割(上限20万円)

申請受付

受付期間：令和3年6月21日(月)から令和3年8月20日(金)まで

申請方法：郵送 又は 電子申請 ※対面での申請受付は行いません。

※電子申請は6月24日(木)10時から受付を開始します。

※1事業者につき申請は1回限りです。

■第1期・第2期の協力金とは別に申請書類が必要です。なお、第1期・第2期をすでに申請済みで、その「支給決定及び額の確定通知書」が手元にある方は、その写しを第3期の申請書類に添付することにより、申請書類の一部を省略できます。

■申請書類として、店頭へ「時短営業のお知らせ」又は「休業のお知らせ」(様式は岡山県ホームページに掲載)を掲示した店頭の写像が必要です。また、前年度又は前々年度の確定申告書など、売上高を確認するための書類が必要な場合があります。

相談窓口

岡山県時短要請協力金コールセンター

電話番号：086-201-2199 (受付時間：平日9時から18時まで)

※土日・祝日は受け付けていません

岡山県への緊急事態措置が延長されました

● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容	（特措法第45条第2項に基づくもの） 命令、過料の規定あり ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮） ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置 （特措法第24条第9項に基づくもの） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします。

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

岡山県時短要請協力金(第3期)対象フロー図

飲食店等・遊興施設・結婚式場

